

受付番号

登録番号

事前教示に関する照会書

税關様式 C 第1000号

平成 年 月 日 殿	照 会 者 の 住所、氏名・印	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
	代 理 人 の 住所、氏名・印	

下記貨物の 内国消費税等の適用区分及び税率	関税率表適用上の所属区分 他法令	統計品目番号 について照会します	製造地 製造者
品名、銘柄 及び型番		単価	輸入予 定官署
照会貨物	到着 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・分析成績・その他()
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示 実績の有無及び類似貨物 に係る輸入実績の有無	

照会貨物の説明(製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見(有 無)

非公開期間の要否	要・否	非公開理由				
非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)			続	補足説明書	要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
- 1 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 2 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 3 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
照会書の提出に税関から補足説明を求め、又は追加資料の提出をもとめられた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないとなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」にをつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。また、その際税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

受付番号

登録番号

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日		照会者の 住所、氏名・印		輸入者符号	
殿		代理人の 住所、氏名・印		(担当者) (電話番号)	
下記貨物の WTO協定 経済連携協定() 特恵 その他() 税率適用に関する原産地について照会します。					
品名 銘柄 型番			製造地 製造者	輸入予 定官署	
照会貨物	到着	未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る事前教示 実績の有無及び類似貨物 に係る輸入実績の有無		
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)					
原産地認定に関する意見(有 無)					
非公開期間の要否		要・否	非公開理由		
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
- 1 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 2 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
- 3 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人による照会です。	はい・いいえ
照会書の提出に税関から補足説明を求め、又は追加資料の提出をもとめられた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることになりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」をつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。また、その際税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

公開日	以降	登録番号
-----	----	------

事前教示回答書 (変更通知書兼用) (原産地回答用) 税関様式C第1000号-3

別紙の事前教示に関する照会書(受付番号)による照会について、下記のとおり回答します。

平成 年 月 日付事前教示回答書

(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付して下さい。

原産地	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	
平成 年 月 日	税関業務部 (印)

(注) 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税關にお問い合わせ下さい。 (規格A4)

注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特恵原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特恵税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの。
 - (2) 輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回するべきもの（ただし、下記5.により朱書されたものを除きます。）
4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 上記4.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

税関様式C 第1000号-4

口頭照会に対する回答記録票

続き	有	無
----	---	---

整理番号			担当部門				
照会日時 平成 年 月 日 時 分			回答日時 平成 年 月 日 時 分			回答者	
照会者	会社名	【輸入者符号】					
	法人 担当者	TEL ()			FAX ()		
	個人 氏名	TEL ()			FAX ()		
種別	電話	来訪	その他(郵送・FAX等)				
業種	貿易関係業者	通関業者	個人	その他			

照会内容	関税率表上の所属区分 内国消費税等の適用区分及び税率		関税率	統計品目番号	
内国消費税等の適用区分及び税率			他法令	その他	
貨物の概要	【製法 性状 成分割合 構造 機能 用途 包装 照会者の意見 その他】				

【説明資料の要求 有(カタログ 成分表 図面 その他) 無】	【サンプル 有 無】
申告予定日	申告予定官署

分類理由、その他参考事項

税番 (統計品目番号)	基	暫	協	特恵(特別特恵)	内国消費税等
他法令				主管官庁確認の懇意	有 無
文書による照会を懇意	有 無	税番に関し (総括関税鑑査官 (首席) 関税鑑査官) へ照会			

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 貨物の内容が異なる場合には、回答した税番、税率等が変わる旨説明した。 文書回答と口頭回答の取扱いの違い(文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと)を説明した。 照会者が代理人(通関業者等)である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	---	--------

(規格A4)

口頭照会に対する回答記録票(原産地用)

				続 き	有 無
整理番号		担当部門			
照会日時 平成 年 月 日 時 分		回答日時 平成 年 月 日 時 分	回答者		
照会者	法人 会社名	【輸入者符号】			
	担当者	TEL	()	FAX	()
	個人 氏名	TEL	()	FAX	()
種別	電話	来訪	その他(郵送・FAX等)		
業種	貿易関係業者	通関業者	個人	その他	

照会内容	一般特恵	非特恵(WTO)	経済連携協定(相手国))
貨物の概要	【関係国における加工、製造 使用した非原産材料に関する事項(HS番号等) その他】			
【説明資料の要求 有(カタログ 成分表 図面 その他) 無】 【サンプル 有 無】				
申告予定日		申告予定官署		
原産地				
原産地認定理由、その他参考事項				
文書による照会を慾懃	有 無			
協議先	通関総括部門	関税鑑査官	評価部門	その他() なし

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 貨物の内容が異なる場合には、回答した原産地が変わる旨説明した。 文書回答と口頭回答の取扱いの違い(文書回答は一定の条件下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと)を説明した。 照会者が代理人(通関業者等)である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	--	--------

受理年月日		登録番号	
-------	--	------	--

受取印	事前教示に関する照会書（関税評価照会用）			
平成 年 月 日	照会者の住所、氏名・印（署名） （輸入者符号） (電話番号) 代理人の住所、氏名・印（署名） (電話番号)			
	下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」とおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。			
輸入貨物 の品名		輸入通關 予定官署		輸入予定 時期
照会の趣旨				
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解とそ の理由	別紙1のとおり			
非公開期間の要否	要 · 否	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)	
非公開理由				
添付資料	1.代理人による照会の場合は、その委任状 2.事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">[]</div>			

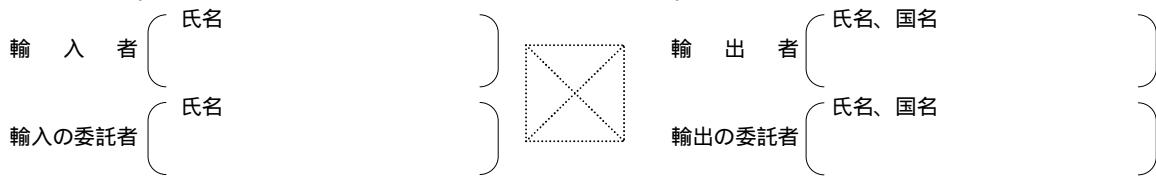
(注意事項)

- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税關より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180日を超えない期間内での非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。また、その際税關より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については 内に×印を付すこと。）



(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

--

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
加 算 要 素 [同条第1項第1号から5号のもの（に含まれないものに限る）]	
控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの]	
合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

--

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

--

記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付（割印）してください。

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」チェックシート

このチェックシートは、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	チェック欄
(1) 貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈等に関する照会である。	はい・いいえ
(2) 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行なう予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい・いいえ
(3) 照会の際に、取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい・いいえ
(4) 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公開された文書回答等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(5) 関税定率法等の関税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい・いいえ
(6) 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要としない。	はい・いいえ
(7) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがない。	はい・いいえ
(8) 照会に係る取引等が、関税・消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい・いいえ
(9) 照会に係る取引等は通常の経済取引として合理的である。	はい・いいえ
(10) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい・いいえ
(11) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(12) 関連する複数の取引の一部のみを照会しているものでない。	はい・いいえ
(13) 審査に必要な資料の提出及び補足説明に同意する。	はい・いいえ
(14) 照会内容及び回答内容について、非公開期間の要否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間並びに公開に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公開について取引関係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて同意する。	はい・いいえ 照会者名の公開 希望する・しない
(15) 照会文書のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに同意する。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります(詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。)

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

事前教示照会に係る形式要件審査表

照会書の提出 を受けた税関		税関 部門	担当者	照会文書の提出があつた当初の日	
照会者氏名				確 認	補正状況
記 載 事 項 等	1	照会者の住所・氏名の記載がある		適・不適	
	2	押印漏れはない		適・不適	
	3	代理人等の委任状等が添付されている		適・不適	
	4	照会の趣旨が明確である		適・不適	
	5	取引等の事実関係が明確に記述されている		適・不適	
	6	照会者の法令解釈に関する意見及びその理由が明確に記述されている		適・不適	
	7	照会書に関税法基本通達7-19の2(3)イの必要な事項が記載されている		適・不適	
	8	審査に必要と思われる資料の提出がされている		適・不適	

受理年月日			確 認	備 考
要 件 事 項	9	照会者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈等に関する照会である	適・不適	
	10	仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行なう予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能な貨物に係る照会である	適・不適	
	11	取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公開された文書回答等において明らかになっていない	適・不適	
	12	関税定率法等の関税等の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でない	適・不適	
	13	その他関税法基本通達7-19の2(2)ホの要件を満たしている	適・不適	
補 足 説 明 及 び 追 加 資 料	要求年月日	要求方法・内容	連絡状況	担当

事前教示照会書等事績整理票

登録番号			
受理税関	税関部門	照会者の氏名	
【照会の趣旨及び問題点】			
【取引要旨】			
【回答要旨】			
照会書 受理年月日		形式要件審査 終了日	回答案総括関税評価官 送付日
			総括関税評価官 審査終了日
処理結果	文書回答（回答年月日： 文書回答対象外（口頭回答：有・無 有効期限： まで） 処理年月日：） 【処理理由】		
非公開期間の要否		公開年月日	公開見直年月日
要・否			
照会に係る包 括評価申告書 の提出状況	受理税関	申告年月日	適用期限
	評価回答書の内容と包括評価申告内容の同一性 同一・相違・添付なし		
備考			

口頭照会に対する回答記録票(関税評価用)

続き	有	無
----	---	---

整理番号			担当部門				
照会日時 平成 年 月 日 時 分			回答日時 平成 年 月 日 時 分			回答者	
照会者	会社名 法人 担当者	【輸入者符号】					
		TEL ()		FAX ()			
	個人 氏名	TEL ()		FAX ()			
種別	電話	来訪	その他(郵送・FAX等)				
業種	貿易関係業者	通関業者	個人	その他			

照会内容	現実支払価格 材料・部品等の費用 ロイヤルティ等	輸入港までの運賃等 工具・鋳型等の費用 売手に帰属する収益	仲介料その他の手数料 消費物品の費用 控除すべき費用等	容器・包装の費用 役務(技術、設計等)の費用 その他()
照会の概要				

【説明資料の要求 有(インボイス、 契約書、 帳票、 その他()) 無】				
申告予定日			申告予定官署	

回答内容				
------	--	--	--	--

関係法令等				
文書による照会を懇意	有	無	口頭回答とした理由	
協議先	総括関税評価官	(首席)関税評価官	その他()	なし

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 事実関係が異なる場合には、回答した関税評価上の取扱いが変わる旨説明した。 文書回答と口頭回答の取扱いの違い(文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと)を説明した。 照会者が代理人(通関業者等)である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	---	--------